

狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1 東京都からの意見及び修正内容について

意見		修正前	修正後
手引き通り記載する必要がある。	P20	見直しに当たっては、感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聴取する。	見直しに当たっては、感染症に関する専門的な知識を有する者 その他の学識経験者の 意見を聴取する。
	P21	機動的かつ効果的な対策を実施するため、国や都からの財政支援を有効に活用することを検討する。	機動的かつ効果的な対策を実施するため、国 や都 からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債の発行を検討し、所要の準備を行う。
	P22	感染症のまん延	新型インフルエンザ等のまん延
		事務の代行を要請する。	特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
		市域の対策を実施するために	特定新型インフルエンザ等市域の対策を実施するために
国や都からの財政支援を有効に活用し、財源確保に努め、必要な対策を実施する。	国 や都 からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。		
		遅滞なく市における全ての対応が完了した後、市対策本部を廃止する。	遅滞なく 市における全ての対応が完了した後 、市対策本部を廃止する。
「医療機関への通院は可能であること」が読みづらい。	P27	体調不良時の不要不急の外出自粛等	体調不良時の 不要不急の外出自粛等
都の行動計画上明記されていない。 対象が分かりづらい。	P30	国・都からの要請も踏まえ、BCPに基づく対応の準備を行うよう呼びかける。	国 や都 からの要請を受けて、BCPに基づく対応の準備を行う。
国から区市町村に供給されるため不要である。	P33	ワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう	ワクチンを迅速に供給し 、円滑な接種が実施できるよう
手引き通り記載する必要がある。	P35	国及び都、保健所の協力を得ながら	国等の協力を得ながら
	P38		<u>追記</u> 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取り組む。

	P48	保健所が実施する健康観察に対して、必要に応じて情報提供等の協力を行う。	保健所都が実施する健康観察に 対して 必要に応じて情報提供等の協力を 行う する。
	P49	個人防護具(マスク、手袋、ガウン等)の物資を備蓄する	個人防護具(マスク、手袋、ガウン等)の物資感染症対策物資等を備蓄する
	P55	新型インフルエンザ等のまん延防止措置等	新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止措置等
前段部分と重複感がある。	P55	生活関連物資の需給に関して実施した措置の内容について、市民に対し迅速かつ確な情報提供に努めるとともに、必要に応じて市民からの相談窓口及び情報提供窓口の充実を図る。	生活関連物資の需給に関して実施した措置の内容について、市民に対し迅速かつ確な情報提供に努めるとともに、必要に応じて市民からの相談窓口 及び情報提供窓口 等の充実を図る。
手引き通り記載する必要がある。	P56	新型インフルエンザ等のまん延防止措置等	新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止措置等

2 パブリックコメント及び市民説明会の実施について

(1)パブリックコメントの実施

実施期間	令和8年5月1日～6月15日
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報こまえ5月1日号 ・市ホームページ ・LINE セグメント配信 ・健康推進課窓口
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メールによる送信 ・専用フォームによる送信 ・健康推進課への書面による提出 ・郵便による送付
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住・在学・在勤の方 ・市内に事業所を有する方

(2)市民説明会の実施

	日時	場所
第1回	令和8年5月15日(金) 午後7時	市防災センター 403階会議室
第2回	令和8年5月17日(日) 午後2時	あいとぴあセンター 4階講座室